

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会 理事・監事・評議員選任規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の理事、監事、評議員の選任に関し、定款に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(理事の選任)

第2条 理事は、別表に定める選出区分に基づき、評議員会において選任する。

(監事の選任)

第3条 監事は、財務諸表を監査し得る者と社会福祉事業について知識と経験を有する者で、別表に定める選出区分に基づき、評議員会において選任する。

(評議員の選任)

第4条 評議員は、別表に定める選出区分に基づき、理事会において候補者を選定し、評議員選任・解任委員会において選任する。

(欠員の補充)

第5条 理事、監事、評議員に欠員が生じたときは、速やかにその欠員を補充する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

付 則

1 施行日

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

2 経過措置

改正前の規程の定めにより選任された理事は、改正後の規程の定めにより選任されたものとみなす。

付 則

1 施行日

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

2 経過措置

改正前の規程の定めにより選任された理事は、改正後の規程の定めにより選任されたものとみなす。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、理事及び監事については、改正後最初の年度に行う理事及び監事選任時より適用する。

別表 理事・監事・評議員の選出表

選出区分	理事	監事	評議員
社会福祉事業を営む団体の役員	1名	—	1名
ボランティア活動を行う団体	2名	—	1名
地域の福祉関係者	2名	—	2名
社会福祉事業について学識経験を有する者	—	1名	—
地域の代表	2名	—	3名
当事者の会	—	—	4名
社会福祉に関する活動を行う団体	—	—	1名
教育の関係機関	1名	—	2名
財務諸表を監査し得る者	—	1名	—
行政	1名	—	1名
学識経験者	1名	—	—
合計	10名	2名	15名